

平成26年度行政評価委員会 議事要旨

会議名	葛飾区行政評価委員会 第6回第二分科会
開催日時	平成26年8月19日(火) 午前10時から正午
開催場所	区役所5階 庁議室
出席者	【委員7人】 足達分科会長、金子委員、村上委員、望月委員、上原委員、 長谷委員、町田委員 【区側7人】 事務局(政策経営部長、経営改革担当課長、事務局職員5人)

会議概要

1 開会

(分科会長より傍聴人の確認、資料の確認を行った)

2 事務事業の評価

(1) 高齢者虐待防止事業

(分科会長より前回までの議事内容及び提言案の確認後、議論)

① 実績状況「成果」について

A委員 高齢者支援に関する全体像がわかりにくく、今まで理解できなかったため、介護保険の事業と比較したときに重複しているのではないかと見えていた。区民の視点で高齢者サービス全体を大きく見た時、この虐待事業は、かなり限られた範囲の事業のようである。施策の中の一部の事業であるという理解でよいか。

事務局 虐待防止事業として評価していただくことはもちろん、本分科会でご議論いただく際には、関連する高齢者事業の体系化や再構築などについてもご意見いただくこともありえる。

② 実績状況「コスト」について

B委員 介護保険との区分けがわかりにくく、予算も入り組んでいるように見える。予防のためのお金を考えるとキリがない。全てを統一した予算にした方が明確になるのではないか。

A委員 行政は、事業の単位ごとに予算化しているが、区民からの視点とずれがある。行政の縦軸と区民の横軸がかみ合っていない。

- B委員 区民の視点として考えた場合、行政が専用の電話を一本設置し、そこへ電話すれば安心して対応してくれるようなしくみができないか。
- C委員 電話できる人はまだよいが、問題なのは電話もできない人であろう。虐待は、我々が知らないところでも起きており、これからもっと増えていくのではないか。そのときに、対応できるしくみをつくっていかなければならない。
- B委員 そのためにも広報活動をもっとやって周知し、認知を徹底すべきである。
- C委員 虐待の相談は、高齢者総合相談センターがほとんど受けていると思うが、コストには総合相談センターの運営費は入っていない。また、虐待予防事業として、社会福祉協議会や地域でも色々やっているが、今回の評価では対象外である。
- B委員 本当にこの事業費だけなのか。
- 事務局 虐待防止事業に直接係る事業費はこれだけである。高齢者総合相談センターの運営に係る委託費は別になっている。利用実績に基づいて支払うものであるため、利用がなければ金額はかからない。
- C委員 しかし、虐待防止事業は他でも色々やっているのではないか。
- B委員 だから入り組んでいると言っている。
- A委員 全体を見てしまうとこの事業の評価はできないのではないか。虐待防止の最低限のラインを確保するというのであれば、この予算でよいかと思う。
- C委員 虐待防止に効果がある事業は他にもいっぱいやっているが、ここで評価している事業は、限定的である。
- A委員 最初の段階で、高齢者支援策全体のプレゼンがあればよかった。また、万が一のときにシェルターがあるということも周知してほしい。
- C委員 誰に知らせるのかということも大事である。虐待を受けている高齢者は、自分から何かできる状態ではないので、虐待をしている側に働きかけなければならない。その虐待をしている人が誰かというのは誰にもわからないのではないか。また、予防という分野では、コストのキリがない。
- B委員 事業費 200 万円ほどの事務事業に職員の人件費を 1000 万円も使っているのは、民間であれば売上にならないということである。

③ 今後の方向性

- C委員 虐待の実態は、想像以上にひどいものだと思う。虐待している人は、虐待していると周囲には絶対に言わないのではないのか。
- A委員 虐待という視点で見ると範囲が大きくなってしまう。
- C委員 虐待という名称がよくないのではないのか。虐待という名称では、電話できないだろう。行政が掌握している虐待は氷山の一角であり、行政が把握していない虐待がほとんどなのではないのか。
- B委員 行政は、介護の認定者などには必ず会って把握しているのか。家の中に入って対象者と会うようなしくみはできないのか。
- 事務局 介護保険の認定の際には、必ず訪問しているので、直接お会いしている。問題なのは、認定の申請をしていない人たちであり、区でも65歳以上のひとり暮らしの高齢者や満75歳の人の訪問をしている。介護保険制度が導入されたことで、接触はしやすくなってきている。
- C委員 介護保険制度が導入されて、よいこともあるが、悪いこともある。介護事業者は、極端にいうと金儲けであるから訪問したり努力する。その中で、虐待されている高齢者を救っていくためには、もっとお金かけなければならない。
- C委員 他の事務事業との連携を図り、効率的な運用を行ってほしい。
- D委員 これだけしかない事業を残す意味があるのか、再構築して何かと統合してしまってよいのではないのか。
- 分科会長 現状は、非常に小さな事業しかないが、虐待という事業は大変重要なことであるので、他の事業と連携して充実すべきである。

(2) スクールカウンセラー派遣事業

(分科会長より前回までの議事内容及び提言案の確認後、議論)

① 実績状況「成果」について

- C委員 不登校が減っているのは、単純にスクールカウンセラー（以下、SCという）の成果とは言えないだろう。
- B委員 理想論と現実は違う。
- A委員 校長先生、担任もがんばっており、SCだけが成果を上げているとは言えない。
- 分科会長 我々が実際に検証したわけではないので、SCがどの程度、不登校者数の割合の減少に関与できているのかわからない。そのため、提言案の「スクールカウンセラーの成果であるところが大きい」という文言を削ることとする。

② 実績状況「コスト」について

分科会長 報酬が人材確保の支障となっているのか。

事務局 報酬が低いことは原因の一つではある。

B委員 コストの視点で「人材確保」というのはニュアンスが異なるのではないか。

分科会長 提言案で「大きな差がある。」に文言を変更する。「人材確保の支障となっている」は削ることとする。

③ 今後の方向性について

E委員 今までの議論において、子どもの視点が入っていなかった。大人の視点だけではなく子どもの意見をもっと取り入れることが必要である。例えば、アンケート等を行うことで、自分から相談できない子どもへの対応ができるのではないか。

F委員 アンケートはすでに様々な形で行われている。

分科会長 大人だけの視点ではなく“見えない”子どもたちへの対応が必要ということであろう。

A委員 もっと3年5年10年先を見据えた計画を作らなければ、どのくらい必要なか判断できないだろう。拡大するならば計画性がほしい。

D委員 不登校の子どもは中学生が小学生の3倍である。これは、勉強ができなくて学校に行かないという負のスパイラルができていないか。小学校で分数ができないから学校がつまらなくて不登校になり、小学校でわからない教科を中学で分からなくなります授業についていけないから不登校になるのではないか。そういった意味では、教員がより教育に力を入れなければならない。

B委員 そもそも考え方が前後している。先生の存在が大事である。子どもにとって、先生は友だちや親よりも上の存在でなければならない。

C委員 学校や教育にお金をかけるのは大賛成だが、SCを充実させるためにお金をかけるというのは、どうかと思ってしまう。

分科会長 SC制度について賛成と反対で意見が3対3になったが、分科会としての方向性を決めたい。

F委員 不登校だけの問題を考えるとどうかと思うが、心のよりどころとして、電話などの救済手段を知らない子どもにとってSCは必要だと思う。SCの部屋に行くことがいじめに繋がるのであればみんなで行く仕組みや保健室に内设するなどオープン化すればよいのではないか。

A委員 単純にSC拡大ということは反対で、カウンセル業務そのものの見直しが必要ではないか。

- B委員 やった成果がきちんとなければ、お金は払えないだろう。
- C委員 都と区のＳＣ運用は別々にすべき。区が独自のＳＣを運用するのであれば、賛成である。都と同じなら必要ない。
- B委員 ＳＣ派遣に関する労働条件を議論するのではなく、ＳＣのあり方を議論すべきではないか。
- 分科会長 最後にお一人ずつご意見を伺いたい。
- C委員 子どもが相談できる区独自のしくみをつくって拡大してもらいたい。
- F委員 同じく、もう一度見直し、子どもたちのためになるシステムにしてもらいたい。
- D委員 同様である。
- E委員 できれば、独自のＳＣではなく、養護の先生の補助という形でもう一人いればよいのではないか。方法についてはいろいろ検討してもらいたい。
- A委員 計画化してもらいたい。
- 分科会長 目標値の設定と必要なコストの確保についてはどうか。
- 全委員 了承
- 分科会長 教育相談体制の充実についてはどうか。
- A委員 長期的視点というのを計画的に示してもらいたい。
- D委員 教員にもっとがんばってもらいたい。
- 分科会長 事業の充実に向けた取り組みの検討についてはどうか。
- C委員 中学校で不登校が多い理由はわかるのか。また、小学生と中学生の違いはどうか。
- D委員 学業の問題が大きいのではないか。ＳＣは、精神面の対応だけで、学業の問題は解決できないだろう。
- 事務局 第４回の分科会の際、追加資料としてお渡しした資料にある「不登校になったきっかけと考えられる状況」によると、小・中学校とも、無気力や情緒的不安などの問題が多いとある。そのため、カウンセリングが重要である。
- C委員 無気力の原因がもしかしたら学力の低下かもしれないだろう。また、いじめが原因で無気力になることもありえる。不登校の原因は、複合的でわからない。

(3) 静観亭管理運営事業

(分科会長より前回までの議事内容及び提言案の確認後、議論)

- F委員 菖蒲の時期である６月以外でも気軽に行けるような施設であってほ

- しい。運用の仕方を考えて活用できるようにしてもらいたい。
- B 委員 行政評価委員会の提言で、条例を廃止することはできるのか。廃止した上で、新しいものを建てればよいのではないか。
- 事務局 条例は、運用内容によって改正するという事も可能であるが、本分科会では、廃止ありきの議論ではなく、活用方法についての議論をいただきたい。
- B 委員 このままでは有効活用できないのではないか。また、賄い業務の契約を入札にしたとしても運営する業者はいないのではないか。本当に必要な施設なのか。
- D 委員 確かに民間業者では採算が合わないかもしれない。
- 事務局 本分科会では、地域にとって非常に重要な施設であるという前提で議論を進めていただいていた。
- 分科会長 飲食業としての施設ではなく、集会施設としての利用を主とする事も必要である。
- A 委員 稼働率を高めるために何ができるのかを議論すべきである。目標設定の 20%が低すぎる。活動の内容が貧弱なのではないか。もっと高い目標値を設定してもらいたい。
- E 委員 私は、この施設は残してほしい。和室だから味わえる雰囲気を活かして蛸狩りや浮世絵、俳句などの勉強会などのイベントを開催すれば集客ができると思う。
- D 委員 建物の償却期間があるので、廃止できないのではないか。
- B 委員 償却を考えても廃止して新しい施設をつくった方がよいのではないか。
- A 委員 施設を廃止した方がよいという判断するには、そもそも目標設定がなければできないのではないか。
- C 委員 利用率上げるためには、飲食の問題と駐車場の問題を解決しなければならない。イベント等を実施しても駐車場がなければ、駅から遠い立地条件では集客できない。
- F 委員 道が狭いから難しいと言っていたが、堀切菖蒲園の拡張用地に駐車場をつくれればよいと思う。
- 分科会長 事業者の選定方法についてはどうか。
- C 委員 事業者を変えなければ、改革はできないだろう。12 年前の行政評価委員会でも議論したのに何も変わっていないのではないか。運営方法を少し変えた位では何も変わらない。さもなければ廃止も含めて徹底的な提言が必要ではないか。
- B 委員 12 年前から変わっていないのは、行政の怠慢でないか。

- A委員 高い稼働率を目指すのであれば、事業者を変えるのは当然である。利用率は支持率である。20%の支持率で満足しているのはいかななものか。
- 分科会長 もし、事業者を変えらるとなると、入札する業者はいるのだろうか。
- A委員 いなかったら、それはできないのであるから廃止だろう。
- F委員 例えば、堀切地区センターのような集会施設のように使用することはできないのか。
- 事務局 今までは、公園の施設としての利用であったが、そのようなご提言をいただくことで、集会施設のような利用形態にすることもありえる。

3 その他

(事務局より事務連絡)

4 閉会